

北 監 第 26 号
令和 3 年 8 月 18 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

行政監査の実施について（通知）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 議会選出監査委員（9月17日選出）

対象事項及び範囲

- ・ 令和 2 年度における町事業等の中止などの変更について
- ・ 上記に伴う職員及び会計年度任用職員等の業務内容について

実施日

令和 3 年 1 0 月 6 日（水）

実施場所

北方町役場 3 階 委員会室

基本方針・着眼点

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、役場の業務において仕事量が多くなった部署及び少なくなった部署があると思われる。影響のあった事業について内容を確認し、今後同様の事態が起こったときに、マンパワーの足りない部署への会計年度職員等の一時的な異動などができないか検証する。

提出資料（3部）

- ・ 令和 2 年度に、各課における新型コロナウイルス感染症の影響によって、変更のあった事業の一覧表（担当課、担当者、業務内容、関係職員数など）
- ・ 会計年度任用職員の一覧表
- ・ その他関係資料

出席依頼者氏名

- ・ 人事担当課長・担当職員（※場合によって、変更のあった事業の担当課長）

北 監 第 34 号
令和 3 年 10 月 20 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

行政監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政
監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその
結果を報告します。

結 果 報 告 書

1 監査の概要

(1) 監査のテーマ

会計年度任用職員等の業務内容について

(2) 監査の目的

新型コロナウイルス感染症などの非常時に、他の部署へ会計年度任用職員等の一時的な派遣などの体制について可能かどうかを検証した。

(3) 監査の対象

町人事担当課

(4) 監査実施日

令和3年10月6日（水）

(5) 監査の方法・手段

対象事項について、関係職員から書類の提出を求めるとともに、必要に応じて説明を聴取して実施。

2 監査の結果

監査の目的に基づき、担当職員より説明を受け関係書類を確認したところ、適正な人員配置となっていることが確認できた。また、これまでも非常時に会計年度任用職員の異動、派遣等の依頼は総務危機管理課が各課に対して可能性を問合せていること及び各課の事情や雇用内容等の理由により数は多くないが、一時的に他課へ職員の協力を行っていたことも確認できた。

毎年行う会計年度任用職員との業務内容確認書のやり取りにおいては、コロナ禍のような緊急時には業務が減少した者が業務内容や本人の希望に応じて、横断的に他部署の業務を手伝えるよう雇用条件の設定や業務の仕分けをしておくと思われる。

会計年度任用職員の給与上限や退職金などは、国が定めた制約があり自由度がかなり低いということは理解したが、スキルの高い人材に長期に働いてもらえるよう、今後も引き続き待遇改善を検討されたい。